# 福島市保育所保育実施基準（利用調整）の考え方

## 1. はじめに

認可保育施設への入所を決める際（利用調整）は、客観的な指標により公平公正に判断するために、福島市保育所保育実施基準の指数により審査しています。

保育所保育実施基準は、保育を必要とする事由による「基本指数」と家庭状況等による「調整指数」により構成されていて、「基本指数」と「調整指数」の合計点により利用調整を行います。

「基本指数」については福島市保育所保育実施基準表の表面を、「調整指数」については裏面をそれぞれご参照ください。

例1　父・母・子の3人暮らしで、子の入所を申し込む場合

父　就労　8:30～17:15　週5日以上勤務　➡　基本指数　19点
母　就労　8:30～17:15　週5日以上勤務　➡　基本指数　19点
指数合計　38点

例2　父・母・兄・弟の4人暮らし、兄が在園する保育所に弟の入所を申し込む場合

父　就労　10:00～17:00　週5日以上勤務　➡　基本指数　18点
母　就労　8:30～12:30　週5日以上勤務　➡　基本指数　15点
兄　4歳児　A保育所利用　➡　調整指数　1点
指数合計　34点
A施設へのみ施設加点　＋3　➡　A施設の指数合計　37点

※保留通知書に記載される「指数」には、施設加点を除いた指数合計34点が表記されます。

【見本】　保育施設入所保留通知書

令和〇年△月〇日付で申請のありました施設・事業所の入所については、次の理由により保留となりましたので通知いたします。

| | |
|---|---|
| 児童の生年月日・年齢 | 福島　太郎　令和〇年△月〇日　0歳児 |
| 希望施設名 | ①A施設<br>②<br>③<br>④<br>⑤<br>⑥ |
| 保留となった理由 | 定員超過のため |
| 決定年月日 | 令和〇年１月△日 |
| 希望利用開始日 | 令和〇年４月１日 |
| 保留（申請）の有効期限 | 令和△年３月３１日 |
| 指数 | '34 |

保留通知書には第6希望までの施設および指数が記載されます。
指数は、施設加点を除いた指数合計のみ記載されます。（きょうだい同施設の＋3は表示されません。）

## 2. 基本指数

父母それぞれの保育を必要とする事由(1)から(9)の中で、いずれか1つの項目を適用します。

(1)就労　(2)求職活動　(3)出産　(4)疾病等　(5)病人等の介護等
(6)災害　(7)就学　(8)市外在住　(9)母子・父子家庭　(10)特例

事由により入所申込に必要な書類が異なります。詳細は「保育施設利用案内」をご覧ください。

### (1)　就労の場合

就労証明書に記載された就労時間から指数を判断します。
2か所就労の場合は、提出された就労証明書の就労時間を合計し、指数をつけます。

#### ①　固定就労の場合

就労証明書の項番6「就労時間(固定就労の場合)」＆項番7「直近の就労実績日数」から判断します。指数は、就労時間に**休憩時間を含めて**次のように計算します。

**○指数**

(ア)各曜日に5日以上チェックがある　または　就労日数が月間20日以上

| | | | |
|---|---|---|---|
| ・就労時間が1日8時間以上 | または | 週40時間以上 | **19点** |
| ・就労時間が1日7時間以上8時間未満 | または | 週35時間以上 | **18点** |
| ・就労時間が1日6時間以上7時間未満 | または | 週30時間以上 | **17点** |
| ・就労時間が1日5時間以上6時間未満 | または | 週25時間以上 | **16点** |
| ・就労時間が1日4時間以上5時間未満 | または | 週20時間以上 | **15点** |

(イ)各曜日に4日以上チェックがある　または　就労日数が月間16日以上

| | | | |
|---|---|---|---|
| ・就労時間が1日8時間以上 | または | 週32時間以上 | **18点** |
| ・就労時間が1日7時間以上8時間未満 | または | 週28時間以上 | **17点** |
| ・就労時間が1日6時間以上7時間未満 | または | 週24時間以上 | **16点** |
| ・就労時間が1日5時間以上6時間未満 | または | 週20時間以上 | **15点** |
| ・就労時間が1日4時間以上5時間未満 | または | 週16時間以上 | **14点** |

(ウ)各曜日に3日以上チェックがある　または　就労日数が月間12日以上

| | | | |
|---|---|---|---|
| ・就労時間が1日8時間以上 | または | 週24時間以上 | **16点** |
| ・就労時間が1日7時間以上8時間未満 | または | 週21時間以上 | **15点** |
| ・就労時間が1日6時間以上7時間未満 | または | 週18時間以上 | **14点** |
| ・就労時間が1日5時間以上6時間未満 | または | 週16時間以上 | **13点** |

（エ）就労日数が月間12日未満

・就労時間が月88時間以上　**15点**

・就労時間が月64時間以上　**13点**

※週3日、1日5時間未満就労の場合は、月の就労時間が64時間未満となるため、
就労とはみなさず、求職活動扱いとなります。それ以下の就労についても同様です。

〇計算方法

例1　平日5日勤務、8時30分から17時15分まで勤務、
週の合計就労時間　43時間45分　と記載の場合　➡　19点

例2　平日5日勤務、10時から17時まで勤務、
週の合計就労時間が　35時間　と記載の場合　➡　18点

**② 変則就労の場合**

就労証明書の項番6「就労時間（変則就労の場合）」＆項番7「直近の就労実績日数」から判断します。

**〇指数**

（ア）　就労実績が概ね月間20日以上

・合計時間（月間）160時間以上　**19点**

・合計時間（月間）140時間以上　**18点**

・合計時間（月間）120時間以上　**17点**

・合計時間（月間）100時間以上　**16点**

・合計時間（月間）　80時間以上　**15点**

（イ）　就労実績が概ね月間16日以上

・合計時間（月間）128時間以上　**18点**

・合計時間（月間）112時間以上　**17点**

・合計時間（月間）　96時間以上　**16点**

・合計時間（月間）　80時間以上　**15点**

・合計時間（月間）　64時間以上　**14点**

（ウ）　就労実績が概ね月間12日以上

・合計時間（月間）　96時間以上　**16点**

・合計時間（月間）　84時間以上　**15点**

・合計時間（月間） 72時間以上　**14点**
・合計時間（月間） 64時間以上　**13点**

（エ）就労実績が概ね月間12日未満
・合計時間（月間） 88時間以上　**15点**
・合計時間（月間） 64時間以上　**13点**

〇計算方法

就労時間が月間以外で記載されている場合は、下記のとおり計算してください。
・就労時間が **週間** で記載されている場合 ➡ **就労時間（週間） × 4（週）**
・就労時間が **年間** で記載されている場合 ➡ **就労時間（年間） ÷ 12（月）**

## （2） 求職活動の場合

「求職活動状況申告書」から判断します。

求職活動の要件で入所された場合に利用できる期間は、2カ月限定です。2カ月以内に就労を決定し、就労の要件に認定変更のお手続きが必要です。その他の利用要件にも該当しない場合には、退所になります。

**〇指数**

・内定が決まり、就労証明書等の提出がある場合　**証明書の就労時間に準じた点数**
・求職活動中（予定）の場合　**12点**

## （3） 妊娠・出産の場合

母子健康手帳の写しから判断します。表紙と出産予定日の記載のあるページの写しの提出が必要です。

認定期間終了後は、自動的に入所申込が取り下げになります。他の事由により継続して申込みする場合は、別途手続きが必要です。

**〇指数**

・妊娠中または出産後間がない場合　**14点**

**〇認定期間**

出産予定日の2カ月前の月初めから、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで。

例 8/10生まれの場合 ➡ 6月1日から10月31日まで

## （4） 疾病等の場合

**① 入院**

医師の診断書や意見書等から判断します。

**〇指数**

| | |
|---|---|
| ・保護者が長期間（おおむね1カ月以上）の入院を要し、保育ができない場合 | **20点** |

**② 自宅療養**

医師の診断書、意見書、要介護認定結果通知書の写しから判断します。

診断書、意見書の場合は**「児童の保育ができないこと」**が明記されていることを確認します。

**〇指数**

| | |
|---|---|
| ・保護者が常時病臥または重度の感染症疾患で保育ができない場合 | **20点** |
| ・精神性疾患のため保育ができない場合 | **17 点** |
| ・疾病等のため、安静または週3日以上の通院が必要な場合 | **16 点** |
| ・その他一般療養が必要な場合 | **12 点** |

**③ 心身の障害**

障害者手帳の写しから判断します。

**〇指数**

| | |
|---|---|
| ・障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級 | **20点** |
| ・障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級 | **18点** |
| ・障害者手帳4級またはこれに準じる診断内容を判断できる場合 | **16点** |

## （5） 病人等の介護等の場合

介護の必要性を証明する書類と、「介護・看護状況申告書」から判断します。

証明書類としては、介護保険被保険者証、障害者手帳、診断書、入院計画書の写し等が該当します。なお、朝、夕に通院するため、**送迎が必要というだけでは本事由に該当しません**。

**① 入院等の付き添い**

**〇指数**

| | |
|---|---|
| ・家族が入院していて、介護等が常に必要のため保育ができない場合 | **19点** |
| ・家族が入院していて、介護等が週4日以上必要のため、保育ができない場合 | **16点** |

**② 自宅介護**

**〇指数**

・家族の自宅介護が常時必要な場合　**18点**

**③ 障害児、障害者の介護**

**〇指数**

・障害を持つ家族のために通院、通所、通学の付き添いや介護が必要な場合　**17点**

## （6）　災害の場合

事由を「災害」で申請した場合に適用される指数です。火災等により家屋が損傷し、そのために復旧作業が必要で、保育を必要とする場合に該当します。

証明書類としては罹災証明書等を想定します。 ※災害ボランティアは該当となりません。

**〇指数**

・本人に災害の復旧が必要な場合　**20点**

## （7）　就学・技能習得の場合

昼間、次に定める学校等への通学または通所を常態とする場合等が該当します。

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校

イ　国、県もしくは市町村が設置する職業訓練施設またはこれに準ずる技能施設

※ハローワークの職業訓練等

在学証明書もしくは学生証等の写しと、週4日以上、1日4時間以上通学していることがわかる書類の提出が必要です。

**〇指数**

・常態として日中7時間以上の就学をしている場合　**18点**

・常態として日中6時間以上の就学をしている場合　**17点**

・常態として日中4時間以上の就学をしている場合　**16点**

## （8）　市外在住（転入予定者を除く）の場合

広域入所（福島市外にお住まいの方が、市内の認可保育施設を希望する場合）に使用します。広域入所の場合、市町村間の事前協議が必要となり、通常の申込方法と異なります。詳しくは、お住いの市町村の保育所担当部署または福島市幼保企画課にお問い合わせください。

利用開始日までに福島市に転入する場合は、通常の方法で申し込むことができます。なお、転入ができなくなった場合は、幼保企画課までご連絡ください。

**〇指数**

・福島市外在住のかたが福島市内の施設の入所を申し込む場合　**4点**

※転入予定のかた、市内の認可保育施設の保育士のかたは除きます。

（9）　母子・父子家庭の場合

ひとり親家庭の場合、上記の基本指数に加えて19点を基本指数として加点します。

例　母子家庭の方

母　就労平日5日勤務、10：00～17：00 まで勤務（休憩1時間）の場合

・母　就労　➡　基本指数　18点

・「ひとり親家庭」加点　➡　基本指数　19点

合計指数　37点

（10）　特例

・（1）から（9）に類する状態として市が認める場合

## 3. 調整指数

基本指数のほかに家庭の状況によって加点になる場合があります。

① 保護者不存在（里親を含む）の場合　＋5点

② 母子世帯・父子世帯

・ひとり親で保育することができる 18歳以上65歳未満の同居親族が**いない**場合　＋3点

・ひとり親で保育することができる18歳以上65歳未満の同居親族が**いる**場合　＋1点

求職活動中の18歳以上65歳未満の同居親族は保育することができるとみなします。

③ 保護者が単身赴任等で不在の世帯

・保育することができる18歳以上65歳未満の同居親族が**いない**場合　＋3点

・保育することができる18歳以上65歳未満の同居親族が**いる**場合　＋1点

就労証明書の項番17「単身赴任期間（予定含む）」、項番18「備考欄」から判断します。

就労証明書に単身赴任についての記載がない場合、対象外とみなします。

求職活動中の18歳以上65歳未満の同居親族は保育することができるとみなします。

④　兄弟・姉妹関係

・兄弟・姉妹が同時に同じ施設への入所を希望する場合、または
すでに兄弟・姉妹関係が在籍している施設への入所を希望する場合
（入所した場合、同時に兄弟・姉妹が同じ施設に在籍する場合に限る。）　＋3点

・同一世帯に、小学校就学前の兄弟・姉妹がいる場合
（申請児童が入所した時点で小学校就学前である場合に限る。）
申請児童以外の小学校就学前児童1名ごとに右記の指数を加算　＋1点

⑤　保護者の就労関係

・ひとり親家庭の保護者の失業により就労の必要性が高い場合　＋3点

ひとり親家庭で保護者が求職活動中の場合、適用します。

⑥　保育士等の加点

保護者が保育士等として就労中、または就労予定の場合、次のように加点します。

・福島市内の認可保育施設で勤務の場合　＋5点
・福島市外の認可保育施設で勤務の場合　＋2点
・福島市内の認可外保育施設、幼稚園、児童発達支援事業所、
放課後児童クラブ（放課後児童支援員に限る）等で勤務の場合　＋3点

保育士等とは、保育士・保育教諭、国の法令・通知に基づくいわゆる「みなし保育士」（幼稚園教諭、保健師、看護師、准看護師、小学校教諭、養護教諭）が該当します。

勤務場所の範囲に子育て支援センターは含みません。

⑦　転所

・小規模保育事業の卒園児童が転所希望の場合　＋35点
・小規模保育事業の卒園児童の転所希望先施設が、連携施設の場合　＋5点
・兄弟・姉妹と同施設希望や転居等による転所希望以外の場合　－3点

減点は入所した当該年度内に限ります。

⑧　その他

・前年4月から現年3月まで一年度間（合計12カ月）以上継続して
待機している場合　＋1点

4月入所のみに適用する加点です。

・基本類型以外に保育を必要とする事由がある場合（事由一つにつき加算）　＋3点

基本指数16点以上相当の事由に限ります。

例　就労と疾病（障害者手帳等）など2つ以上の事由がある場合、いずれか点数が高い事由を基本点とし、他の事由の分に上記加点を適用します。

・関係機関（児童相談所等）から、緊急の支援が必要と依頼があった場合等　～＋20点

・申請した希望保育施設に入所できるまで、育児休業の延長も許容できる（やむを得ない）場合　－15点

申請書類の家庭状況調査書の裏面「申請した希望保育施設に入所できるまで、育児休業の延長も許容できる（やむを得ない）場合」の「指数を減点した上での利用調整を行うことを承知する」にチェックした場合に、15点を減点した上で、利用調整を行います。

・保育することができる 18 歳以上65歳未満の同居親族がいる場合（1名につき）　－1点

求職活動中の 18 歳以上65歳未満の同居親族は保育することができるとみなします。

・やむを得ない事情等がなく、入所を辞退した場合　－1点

辞退した同年度内のみに限り減点します。

・保育料の滞納があり、督促や催告に対して誠意ある対応がみられない場合　－5点

## 4. 同点の場合の優先順位

基本指数や調整指数で同点だった場合は、次に掲げる順位を考慮し利用調整を行います。

【順位】

① 保護者が市内認可保育施設の保育士等として就労中、または就労予定の場合
（保育の需要に応じる保育施設が不足している場合に限る）

② 保護者が養育している子ども（満18歳未満）の人数が多い世帯

③ 希望順位が高い者

④ 保護者の市町村民税所得割合計が低い場合

⑤ 別表による保護者の基本指数の事由によるポイントが高い世帯

⑥ 保育料の滞納がない世帯

⑦ 産休・育休の復帰時期が早い場合

⑧ 待機期間が長い場合

（別表）⑤保護者の基本指数の事由によるポイント

| 事由 | ポイント | 事由 | ポイント |
|---|---|---|---|
| 災害 | 9 | 病人等の介護等 | 5 |
| 母子・父子家庭 | 8 | 就学・技能習得 | 4 |
| 疾病等 | 7 | 出産 | 3 |
| 就労 | 6 | 求職活動 | 2 |

A家庭とB家庭が受入1名のC保育所を希望し、指数が同点37点で並んだ場合、
上記の優先順位を小さい番号からみていき、入所者を決定します。次の例で解説します。

【解説】

① 保護者が市内認可保育施設の保育士等として就労中、または就労予定の場合
（保育の需要に応じる保育施設が不足している場合に限る）

（例）A：家庭　市内認可保育施設で就労予定保育士
B：家庭　市内認可保育施設の保育士でない
➡ 保護者が保育士として就労予定のA家庭を優先します。

② 保護者が養育している子ども（満18歳未満）の人数が多い世帯

上記①で差がつかない場合、4月1日時点での満18歳未満の子どもの人数で判断します。

（例） A家庭　18歳未満の子どもが　1人
B家庭　18歳未満の子どもが　2人
➡ 子どもの人数の多いB家庭を優先します。

③　希望順位が高い者

上記①～②で差がつかない場合、希望順位で判断します。

（例）A 家庭　第1希望　C 保育所

B 家庭　第1希望　D 保育所　　第2希望　C 保育所

➡ C保育所に対する希望順位の高いA家庭を優先します。

④　保護者の市町村民税所得割合計が低い場合

①～③で差がつかない場合、市町村民税額で判断します。

（例）A　家庭　父母の所得割合計が 190,000 円

B　家庭　父母の所得割合計が　40,000 円

➡ 所得割合計の低いB家庭を優先します。

⑤　別表による保護者の基本指数の事由によるポイントが高い世帯

①～④で差がつかない場合、次表の保護者の基本指数の事由によるポイントの合計で判断します。

| 事由 | ポイント | 事由 | ポイント |
|---|---|---|---|
| 災害 | 9 | 病人等の介護等 | 5 |
| 母子・父子家庭 | 8 | 就学・技能習得 | 4 |
| 疾病等 | 7 | 出産 | 3 |
| 就労 | 6 | 求職活動 | 2 |

（例）A　家庭　…　指数37点　事由：父「就労」（6ポイント）＋母「就労」（6ポイント）

B　家庭　…　指数37点　事由：父「就労」（6ポイント）＋母「出産」（3ポイント）

➡ ポイント合計の高いA家庭を優先します。

※世帯ポイントは、同点となった世帯の優先順位を決めるために用いられるもので、指数ではありません。

※上表の、事由「母子・父子家庭」について、例えば母子家庭で母の事由が「就労」であった場合、世帯ポイントは父「母子・父子家庭」で8ポイント、母「就労」で6ポイント、合計14ポイントとなります。

⑥　以降について

①　～　⑤で差がつかない場合。

「⑥保育料の滞納がない世帯」「⑦産休・育休の復帰時期が早い場合」「⑧待機期間が長い場合」の項目で比較し、優先順位を決定します。